

令和7年度

仕事と子育ての両立支援のための新潟県病院局特定事業主行動計画 実施状況

新潟県病院局では、次世代育成支援対策推進法に基づき「仕事と子育ての両立支援のための新潟県病院局特定事業主行動計画」を策定し、職員を雇用する立場として、職員の仕事と子育ての両立支援に向けた取組を行っているところですが、同法第19条第6項の規定に基づき、令和7年度の実施状況について公表します。

1 取組状況

(1) 出産・育児に関する諸制度の整備・周知・啓発

○育児部分休業制度の拡充

仕事と育児の両立をより一層容易にするため、新たに1日単位での育児部分休業の取得を可能とするとともに、勤務時間の途中の時間帯も取得できるよう制度の拡充を行いました。

○休暇・休業制度の周知・啓発

職員へのお知らせなどを活用し、出産・育児に関する特別休暇や出産費に対する給付などの経済的支援など、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する諸制度の周知・啓発を図るとともに、男性職員の子育てにかかる休暇取得などを促進するため、男性職員の育児参加に関する諸制度の周知・啓発を図りました。

(2) 休暇・休業が取得しやすい環境整備・気運醸成

○休暇等の取得促進

年次有給休暇の利用促進通知などを通じて、管理・監督職による職員への声掛けや管理・監督者の率先した休暇の取得などを促し、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めました。また、子育てに関する休暇等の紹介チラシを作成し、特に男性職員に対し、休暇等の取得を促しました。

○院内保育所の運営

職員の仕事と子育ての両立を支援するため、平成23年度に中央病院、平成25年度に新発田病院において院内保育所を開設し、利用の促進に努めました。

○悩み相談の場の提供

出産や子育てに関する不安等や子育てとの両立に際してのストレス・悩み等が解消できるよう、相談窓口の周知及び利用の促進に努めました。

(3) 時間外勤務の縮減

○管理・監督者によるマネジメントの徹底

事務の簡素化・効率化や職員一人ひとりの業務執行状況を把握するなど業務管理を徹底するほか、積極的な声掛けにより職員が退庁しやすい職場の雰囲気づくりなどに努めました。

○職員の健康管理

長時間の時間外勤務を行った職員に対し、産業医による保健指導や健康診断を実施するなど、職員の健康管理に努めました。

2 数値目標の実績

目標項目		R7実績	R11目標	達成状況
●休暇・休業				
①年次有給休暇(平均使用日数)		12.4日	15日以上	▲2.6日
②家族看護・子育て休暇(希望する者)の取得率		837人	100%	－
③育児休業の取得率	女性	100.0%	95～100%	【達成】
	男性	60.0%	85% (2週間以上の取得率)	▲25.0%
④男性職員の育児参加 (出産予定日前6週～出産後8週までの間に育児休業、妻の出産休暇、男性職員の育児参加休暇を取得した割合)		68.6%	100% (合計5日以上)の取得率)	▲31.4%
●時間外勤務 本庁職員の年360時間を超える割合		31.9%	20%以下	11.9%超過